

【新型コロナウイルス】

感染症法上の位置づけ変更について

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症はインフルエンザ等と同じ取り扱い（感染症法上の分類が5類）となります。
なお、分類変更後の取扱いについては下記を参照願います。

【感染した場合】

感染した場合、法律に基づく外出自粛等は求められません。

外出を控えるかどうかは個人の判断に任せられますので、以下を参照してください。

- 発症日を0日として5日間は外出を控えることが推奨されます。
- 5日目以降も症状が続く場合は外出を控え経過観察してください。
- せきなどの症状がある状態で外出する場合は、マスクの着用や消毒などの感染症対策が推奨されます。
- 医療機関を受診する場合は、あらかじめ電話でお問い合わせすることをお勧めします。
- 周囲の方や事業者におかれましては、個人の自主的な判断が尊重されるようご配慮願います。

【濃厚接触者の取扱い】

- 感染者と接触した場合、これまでのように保健所から「濃厚接触者」として特定されることはありません。また、法律に基づく外出自粛も求められません。
- ご家族などが感染した場合は、可能であれば部屋を分け、限られた方がお世話するなどの対応をお勧めします。同居する方が外出する場合もマスクの着用などの感染症対策が推奨されます。

【相談窓口】

- 発熱等の症状がある場合の健康相談や受診先相談
いわて健康フォローアップセンター 0570-089-005（24時間）
- コロナワクチンに関する相談
新型コロナワクチン専門相談コールセンター 0120-89-5670（8時～20時）
葛巻町新型コロナワクチン担当窓口 0195-67-1111（9～17時）